

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画(素案)について パブリックコメント手続を実施する件の概要

1 趣旨

本市では、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現に向け、令和5年7月に「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を制定した。

今回、当該条例の基本理念に基づき、市民によりそい必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画（素案）（以下「本計画」という。）」を取りまとめたことから、パブリックコメント手続を実施することについて、判断を仰ぐもの。

2 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」第11条に基づき、南相馬市の人権施策の基本方針を明らかにし、施策の基本的な方向性を示すものであり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や、福島県の人権政策を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」をはじめ、各個別計画との整合性を図り策定する。

(2) 計画期間

令和6年度～令和9年度（4年間）

(3) 計画の内容

①基本理念

「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の基本理念を本計画における基本理念とする。

②基本方針

- 方針1 人権教育の推進
- 方針2 人権啓発の推進
- 方針3 相談・支援体制の充実
- 方針4 人材の育成・確保

③基本施策

- 施策1 学校等における人権教室の推進
- 施策2 職場や団体、サークルにおける社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進
- 施策3 市民への人権啓発
- 施策4 企業等への人権啓発
- 施策5 メディア等を活用した人権啓発
- 施策6 相談体制の充実
- 施策7 見守り体制の強化
- 施策8 人権侵害を受けた人への救済措置
- 施策9 不当な差別を受けた人への救済措置
- 施策10 行政職員及び相談員への研修
- 施策11 教職員への研修
- 施策12 医療・福祉関係者への研修
- 施策13 関係機関との連絡強化

④施策を推進する11の個人権課題

- i 女性に関する人権
- ii 子どもに関する人権
- iii 高齢者に関する人権
- iv 障がいのある人の人権
- v 外国人に関する人権
- vi インターネット・SNS等に関する人権侵害
- vii 性的マイノリティに関する人権
- viii 犯罪被害者やその家族に関する人権
- ix 働く人に関する人権
- x 新型インフルエンザ等の感染症に関する人権
- xi 東日本大震災等の被災者に関する人権

3 計画（素案）の策定体制

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議の設置

(1) 組織

- ・有識者 2名
- ・関係団体からの推薦委員 6名

(2) 令和5年度会議の開催状況

開催日	会議名・内容
10月24日(火)	第1回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議 【議事内容】 (1)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議の概要について (2)南相馬市人権施策推進基本方針(案)・推進計画(案)について (3)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施について
11月8日(水)	第2回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議 【議事内容】 ・報告事項 第1回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議について ・協議事項 南相馬市人権施策推進計画(素案)について
11月24日(金)	第3回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議 【議事内容】 ・報告事項 第2回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議について ・協議事項 (1)南相馬市人権施策推進計画(素案)の名称について (2)南相馬市人権施策推進計画(素案)の決定について (3)本市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施の内容について
12月1日(金)	第4回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議 【議事内容】 ・報告事項 第3回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議について ・協議事項 (1)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画(素案)について (2)南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

4 パブリックコメント手続により公表する資料

- ・資料3ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画(素案)【概要版】
- ・資料4ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画(素案)【全体版】

5 今後の主なスケジュール

No.	日 程	内 容
1	令和6年1月9日(火)～11日(木)	企画調整会議
2	1月17日(水)・18日(木)	庁議
3	1月中旬～下旬	地域協議会(小高区・鹿島区・原町区)
4	2月1日(木)～20日(火)	パブリックコメント手続
5	3月中旬	臨時企画調整会議
6	3月下旬	臨時庁議
7	3月下旬	計画公表